

試験研究費の増加額等に係る法人税額の特別控除に関する明細書

事業 年 度	・ ・	法人名	
-----------	--------	-----	--

別表六(八) 平二十六・四・一以後終了事業年度分

試験研究費の額		1	円	平均売上金額 (別表六(九)「5」)	12	円
当期の所得に対する法人税の額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」 又は別表一(三)「2」)		2		平均売上金額の10%相当額 $(12) \times \frac{10}{100}$	13	
試験 研 究 費 の 増 加 額 に 係 る 税 額 控 除	比較試験研究費の額 (別表六(九)「10」)	3		10%相当額を 超える試験研究費の額 $(1) - (13)$	14	
	基準試験研究費の額 (別表六(九)「11」)	4		試験研究費割合 $\frac{(1)}{(12)}$	15	
	増加試験研究費の額 $(1) - (3)$ ($(1) \leq (4)$ の場合は0)	5		超過税額控除割合 $((15) - \frac{10}{100}) \times 0.2$	16	
	増加試験研究費割合 $\frac{(5)}{(3)}$	6		平均売上金額の10%相当額を 超える試験研究費の額に 係る税額控除限度額 $(14) \times (16)$	17	円
	試験に係る研究費額の 控除増加割合 $(6) \geq 30\%$ の場合	7	0.3	当期税額基準額 $(2) \times \frac{10}{100}$	18	
	$(6) < 30\%$ の場合 (6)	8		当期税額控除可能額 (17)と(18)のうち少ない金額)	19	
試験研究費の増加額に係る 税額控除限度額 $(5) \times (\frac{5}{100}, (7)又は(8))$ ($(5) \leq ((3) \times \frac{5}{100})$ の場合は0)	9		円	当期税額控除可能額 (11)の金額又は(19)の金額)	20	
当期税額基準額 $(2) \times \frac{10}{100}$	10			法人税額超過構成額 (別表六(二十四)「12の②」)	21	
当期税額控除可能額 (9)と(10)のうち少ない金額)	11			法人税額の特別控除額 $(20) - (21)$	22	

別表六（八）の記載の仕方

1 この明細書は、青色申告法人が措置法第42条の4第9項（試験研究費の増加額等に係る法人税額の特別控除）又は平成26年改正前の措置法（以下「平成26年旧措置法」といいます。）第42条の4第9項第1号（試験研究費の増加額に係る法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。

2 「増加試験研究費割合6」及び「(6) < 30%の場合8」の各欄は、平成26年4月1日前に開始した事業年度にあつては、記載を要しません。

「試験研究費の増加額に係る税額控除限度額」
3 $(5) \times (\frac{5}{100}, (7) \text{又は} (8))$ 9
 $((5) \leq ((3) \times \frac{5}{100}) \text{の場合は} 0)$ 』

は、平成26年4月1日以後に開始する事業年度にあつては「 $\frac{5}{100}$ 、」を消し、同日前に開始した事業年度にあつては「、(7)又は(8)」及び「 $((5) \leq ((3) \times \frac{5}{100}) \text{の場合は} 0)$ 」を消します。

4 「当期税額控除可能額²⁰」は、措置法第42条の4第9項第1号又は平成26年旧措置法第42条の4第9項第1号の規定の適用を受ける場合には「又は(19)の金額」を消し、措置法第42条の4第9項第2号の規定の適用を受ける場合には「(11)の金額又は」を消します。